

### 特別児童扶養手当（11月支給分）の支給漏れに伴う遅延について

千葉市花見川保健福祉センターにおいて、特別児童扶養手当11月支給分の支給漏れに伴う遅延が発生したので、お知らせします。

#### 1 事案の概要

令和元年11月11日（月）に支給予定であった特別児童扶養手当11月定例支給分のうち一部の支給対象者の支払い事務を失念し、支給漏れが生じたことに伴い、12月11日（水）の随時払いまで支給が遅れるもの。

<特別児童扶養手当とは>

20歳未満の障害のある子どもを養育する父母らに支給する手当で、国の予算で年3回（4月・8月・11月）支払われる。

#### 2 支給遅延件数及び金額

(1) 遅延件数 11件（11人）

(2) 遅延金額 1,878,480円（1人当たり最高208,800円、最低139,080円）

#### 3 判明の経緯及び原因

区で行う11月定例支給事務は、8月12日～9月11日までに特別児童扶養手当受給者（以下、「受給者」という。）から提出された所得状況届をもとに9月13日までにシステム入力することとしている。

しかしながら、担当職員が9月9日～11日に受理した所得状況届の処理を失念し、期日までに入力を行わなかったことから支給漏れが生じた。

11月13日、花見川保健福祉センター高齢障害支援課に受給者から手当が口座に振り込まれていない旨の問い合わせがあり、事務手続き状況を確認したところ、支給対象者11人の支給漏れが判明した。

所管課として、事務処理の把握と進捗管理が不十分であったことから今回の支給漏れとなった。

#### 4 支給対象者への対応

11月15日以降、対象者に対して電話や訪問により謝罪と支給日が12月11日となる旨説明し、11人全員から了承を得た。

#### 5 再発防止の取り組み

(1) 支給事務等の事務処理スケジュールを課で共有し、受理書類の確認、処理業務を主査と担当者で行うほか、管理職を含めた課全体で進捗状況の確認・把握を行う。

(2) 6区保健福祉センター所長会議で情報共有を図り、今後の対策等を検討する。